

## 日本学生支援機構奨学金 第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）について

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が2020年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大1年延長できます。

希望する方は必要書類を奨学金窓口で受け取り、期限内に提出してください。期限を経過した場合はお手続きができませんので、ご注意ください。

### (1) 対象学種

学部生最高学年の学生が対象となります。

### (2) 対象者の要件

次の①～③の全てを満たす学生が対象となります。

- ①2020年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者  
※2020年度の途中で貸与終了する者を含みます。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
- ③卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を学長が認める者

### (3) 提出書類

「第二種奨学金貸与期間延長願」（様式9）

※希望する方は必要書類を奨学金窓口で受け取り、期限内に提出してください。

### (4) 延長期間

貸与期間を最大1年延長

（貸与終了予定が2021年3月の場合、2022年3月まで延長可能）

※既に「第二種奨学金貸与期間延長」により貸与期間の延長を受けている場合、延長できる期間は通算して最大1年です。

### (5) 学内提出期限

2020年12月25日（金）

※期限を経過した場合はお手続きができませんので、ご注意ください。

### (6) 提出等にかかる留意点

- ①前記(3)の願出の「延長事由」は、「被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合」を選択してください。
- ②願出用紙の「延長が必要となった理由」の記述欄には、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である」旨を記載してください。

（記入例）新型コロナウイルスの影響で就職できず、在学期間を延長するため奨学金が必要となる等

以上

### 【お問い合わせ先】

学生課 日本学生支援機構奨学金窓口

Tel : 078-796-4131 ※受付時間：平日 9:00～17:45

<2020年12月26日（土）～ 2021年1月3日（日）までは事務局休業>